

## モニュメントデザイン募集要項

### 1 目的

道では、平成30年に北海道命名150年の節目を迎えるにあたり、昭和40年代に北海道百年記念事業の一環として整備した北海道博物館（旧開拓記念館）、北海道開拓の村、北海道百年記念塔を、次の世代にどのような形で引き継ぐべきか、平成28年から、学識経験者や専門家の方々、道民の皆様から幅広くご意見をいただくとともに、道議会でのご議論を踏まえ、50年後を見据えた「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」を策定した。

この構想において、北海道百年記念塔と塔前広場については、老朽化の進行を完全に防ぐことは困難なため、利用者の安全確保と将来世代への負担軽減の観点から、新たなモニュメントを配置した安全かつ安心して利用できる広く開放された交流空間とすることとし、その具体化に向けて取り組んでいる。

については、構想の実現に向け、モニュメントのデザインを募集する。

### 2 募集内容

#### (1) 応募資格

ア 個人、団体は不問とし、企業の応募も可とする。

ただし、個人にあっては職業を明記すること。

イ 応募は、一人（一団体）一点とする。

ウ 暴力関係事業者等でないこと。

エ 「モニュメント設置に関する懇談会」構成員及び事務局でないこと。

#### (2) 設置目的

北海道百年記念塔は、過去100年の開発につくした有名無名のすべての先人に対する感謝の心と北海道の輝く未来を創造する決意、そして躍進北海道の姿を力強く象徴する考えのもと建設した。

今後は、この建設時の考えや、塔に親しみを抱いてくれた方々の思いを引き継ぐとともに、互いの多様性を認め合う共生を表現し、北海道百年記念塔を発展的に継承した未来へとつながる北海道を象徴するモニュメントを設置する。

#### (3) コンセプト

ア モニュメント

今日の北海道を築きあげてきた先人たちへの感謝と畏敬の念を表すとともに、互いの多様性を認めながら支え合う共生を基礎に、未来へとつながる北海道を象徴する。

イ モニュメントを囲む広場の空間

豊かな自然と調和しつつ、大都市近郊に存在し続ける貴重な空間として、賑わいが生まれるエリアと役割を分かち合って、北海道の過去・現在・未来に思いを深めながら穏やかに語り合えるところ。

#### (4) 提案の項目

ア モニュメント

コンセプトに沿ったモニュメントデザインと併せて名称を提案すること。

イ 外 構

モニュメントデザインと一体感のある外構デザインを提案すること。

#### (5) 提案の条件

ア 設置場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道百年記念塔解体跡地

北海道百年記念塔解体工事では、塔本体、外構及び基礎が解体され更地となる。寸法で指定していない場所は、基本的に芝生とする予定（「モニュメント設置場所（参考資料1）」のとおり）。

北海道百年記念塔建設時の設置場所の考えや関連構想については、「野幌森林公園エリアに係る関係構想（参考資料2）」のとおり。

イ 寸 法

外構も含め、幅、奥行、高さはそれぞれ10m以内とする。

ウ 材 質

材質は自由とするが、公園利用者の安全が確保でき、耐久性・耐候性に優れていること。

なお、北海道百年記念塔の解体材（外板パネル・耐候性高張力鋼材\*）等の活用も可とする。

エ 維 持 管 理

清掃等、維持管理が容易であること。

オ そ の 他

火気、ガス、煙、周辺に影響を与える音は使用できない。

※ 耐候性高張力鋼材

大気腐食環境において普通鋼材に比べ緻密なさび（保護性さび）が形成しやすく、腐食速度がより低減することを特徴とする鋼材。

塗装の省略によってメンテナンス費の節減が期待できるが、環境条件が適切でない場合などでは、保護性さびの生成が妨げられて腐食の問題が生じる可能性があるため、使用に当たってのガイドラインが、1993年に制定されている。

3 スケジュール

※日程は予定であり、変更することがある。

項 目	日 程
モニュメントデザイン募集	令和4年12月28日～令和5年3月10日
現地見学会	令和5年1月20日
質問受付	令和4年12月27日～令和5年2月3日
予備審査	令和5年3月13日
一次審査（5点程度を選考）	令和5年4月下旬
一次審査結果通知	令和5年4月下旬
意見募集	令和5年5月1日～令和5年5月31日
最終審査	令和5年6月上旬
最終審査結果通知、デザイン決定、 モニュメントデザイン発表	令和5年6月中旬
モニュメントの製作・設置	令和6年 (別途、業者を選定する予定)

※参考（北海道百年記念塔解体工事スケジュール）

令和4年 1月7日 工事用通路、仮囲いなど工事に着手  
令和5年 1月中旬 塔すそ部の先行解体に着手  
          3月下旬 塔本体の解体に着手  
令和6年 5月末 工事完了

#### 4 応募手続等

##### (1) 現地見学会

###### ア 開催日時

令和5年1月20日（金）13:00～

###### イ 開催場所

北海道百年記念広場

###### ウ 申込期限

令和5年1月13日（金）17:00まで

###### エ 申込方法

希望者は、「現地見学会参加申込書（様式1、A4判縦）」へ、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付して事務局へ提出することとし、メールタイトルは「現地見学会参加申込」と明記すること。

なお、電話等での受付は行わない。

###### オ その他

詳細については、申込者に別途連絡する。

北海道百年記念塔解体工事中であることから、見学範囲が限定される場合があるほか、荒天時などについては、予告なく中止する場合があることに留意すること。

また、現地までの交通費については、参加者の負担とする。

##### (2) 質問受付

###### ア 提出期間

令和5年2月3日（金）17:00まで

###### イ 提出方法

「質問票（様式2、A4判縦）」へ、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付して事務局へ提出することとし、メールタイトルは「モニュメントデザイン募集要項等に関する質問」と明記すること。

なお、電話等での受付は行わない。

###### ウ 回答方法

提出された質問の回答は、随時提出者に対し回答する。

なお、提出された質問及び回答は、道のホームページ上で公表する。

##### (3) 提案の応募

###### ア 提出期間

令和4年12月28日（水）から令和5年3月10日（金）17:00まで

###### イ 提出書類

(ア) モニュメント応募用紙（様式3、A4判縦）

(イ) 提案書（様式4、A3判縦横自由、2枚まで）

a 提案書は、モニュメントデザイン図と併せ、PRポイント、モニュメント及び外構の寸法、材質、公園内の周辺施設との調和に関する考え方を記載すること

なお、可能な限り縮尺を記載すること

b 手書き、コンピュータグラフィックどちらも可とする

また、作成したマケットの写真を貼付することも可とするが、マケットは受理しない。

c 背景を入れるなど、モニュメントを設置した場合の周辺を含む全体像がイメージしやすいように努めること

d 個人の氏名、法人名など、制作者の情報を記載しないこと

(ウ) 補足資料（様式5、A3判縦横自由、1枚まで）

- 提案を補足する資料として、任意で提出することも可とする
- ウ 提出方法  
事務局へ持参又は郵送（提出期間末日までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。
- エ 提出部数  
様式3、様式4及び様式5は、各1部ずつ提出すること。

## 5 審査方法

道及び「モニュメント設置に関する懇談会」による一次審査により、5点程度を選考した後、意見募集等を行い、同会による最終審査を経て、モニュメントデザインを決定するものとする。

## 6 審査項目

審査項目は次のとおりとする。

項目	審査基準
コンセプト	・コンセプトに沿ったものであるか
継承	・北海道百年記念塔を発展的に継承したものであるか
共生	・互いの多様性を認め合う共生が表現されているか
未来	・未来へとつながる北海道が表現されているか
調和	・野幌森林公園の自然への配慮がなされ、周辺景観と調和しているか
独自性	・オリジナリティ溢れているか
実現可能性	・モニュメントデザインが実現可能なものであるか

## 7 表彰等

決定したモニュメントデザインと提案者の氏名は、道のホームページ等で公表し、賞状を贈呈する。

また、モニュメントの製作・設置に当たり、必要に応じてその一部又は全部を提案者に発注する場合がある。

## 8 失格条件

次の要件の一つでも該当する場合は失格とする。

- (1) 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
- ア 応募資格、提案の条件、提出期間、提出書類及び提出方法に適合しない場合
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
- エ 虚偽の記載がある場合（選定後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）
- オ 他人のモニュメントを盗作した場合
- (2) 懇談会の構成員及び事務局関係者に、直接、間接を問わず本件に関して不正な接触又は要求をした場合（本要項等に定める手続きに係る場合を除く。）
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があったと懇談会が認めた場合

## 9 応募にあたっての注意事項

- (1) モニュメントデザインを応募した場合、モニュメントデザイン募集要項並

びに応募にあたっての注意事項に同意したものとみなす。

- (2) 応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出書類は、差替え及び再提出は不可とし、返却しないものとする。
- (5) 応募者は、モニュメントデザインの発表があるまで秘密保持に努めるものとする。
- (6) 応募者は、提案内容について、次のとおり保証すること（以下「保証義務という。」）
  - ア 自らが単独で新規に全部創作したものであって、著作権を専有していること。
  - イ 権利利益が第三者に移転されておらず、今後も移転されないこと。
  - ウ 未発表であること。
  - エ 公的機関への権利出願等登録申請がなされておらず、登録もされていないこと。
  - オ 第三者の権利利益を侵害しておらず、今後も侵害しないこと。
    - (ア) 保証義務違反により道と第三者の間に紛争が生じたときは、応募者は、道の要請に応じて紛争の解決に誠実に協力すること。
    - (イ) 保証義務違反により道に損害・損失・費用（専門家への委任費用を含む。）が生じたときは、保証義務違反に対する道の認識可能性等如何を問わず、応募者は、一切を保証しなければならない。
    - (ウ) 保証義務違反のおそれが判明したときは、道は、応募者に通知することなく応募作品等の採用その他の利用を直ちに取消又は停止することができる。
- (7) 応募者は、応募作品が審査の結果、選定作品となった場合、その選定作品に関する著作権、意匠登録を受ける権利その他の権利利益は、性質上不可能でない限り、道にすべて移転する。
- (8) モニュメントデザイン決定後、当該デザイン以外の著作権は応募者に帰属するが、選考中は道に移転する。
- (9) 個人情報の取扱い
  - ア 決定したモニュメントデザインの提案者氏名（団体名等）は、道のホームページ等で公表するものとする。
  - イ 応募者の個人情報は、本審査においてのみ利用し、原則として法令の規定に基づく場合を除き、その他の目的に利用すること及び第三者に提供することはない。
- (10) モニュメントの製作・設置にあたって、必要に応じて決定したモニュメントデザインの提案者に打合せへの参加を求める場合がある。なお、安全性や設置費用、維持管理上の観点から、モニュメントデザイン等の一部を変更する場合がある。
- (11) 事務局は、選考結果に関する問合せには応じないものとする。

## 10 事務局

北海道環境生活部文化局文化振興課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話（直通）011-204-5208

電子メールアドレス [kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp)